

**POINT**  
**4**

# 生徒のニーズを踏まえた スポーツ環境の整備

多様なニーズへの対応による生徒の運動機会の創出

**学校や地域の実態**

- 運動する生徒としない生徒の二極化
- 潜在的なスポーツニーズに  
応えられていない現状
- 少子化に伴い、単一校では  
特定の競技の部活動を設  
けることができない
- 地域のスポーツ団体等との  
連携が不十分
- 部活動指導員制度の活用  
に向けた指導者の確保

**より多くの生徒の運動機会を創出する工夫**

季節ごとに  
異なるスポーツ  
を行う運動部

楽しみ志向の  
運動部

体力づくりを  
目的とした  
運動部

**合同部活動の取組や地域との連携等の推進**

複数校の生徒による拠点校での運動部活動参加

学校と地域が協働・融合した形での運動部活動の整備・充実  
○総合型地域スポーツクラブとの連携  
○地域のスポーツ団体、体育協会、競技団体等との連携

# 大分県の運動部活動の 在り方に関する方針

【大分県教育委員会 平成30年8月】

この方針は、

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)に則り、策定。

- 県内の全ての中学校及び高等学校における運動部活動が対象。
- 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視し、運動部活動が学校の実態等に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指します。

- バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

～持続可能な運動部活動の実現に向けて～

## 県教育委員会による定期的なフォローアップ

県教育委員会は、本方針に基づく運動部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行い、効果の検証や課題解決に向け、継続的な取組を行います。

**POINT**  
**5**

# 学校単位で参加する大会等の 見直し

過度な負担にならない適切な大会参加や大会運営

**教育委員会** は、

- 学校の運動部が参加する大会の全体像の把握
- 生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会の統廃合等を要請

**学校体育団体(中体連・高体連・高野連)** は、

- 主催大会の参加資格や運営の在り方等について見直しを検討

**校長** は、

- 生徒の教育上の意義を踏まえた上で、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査

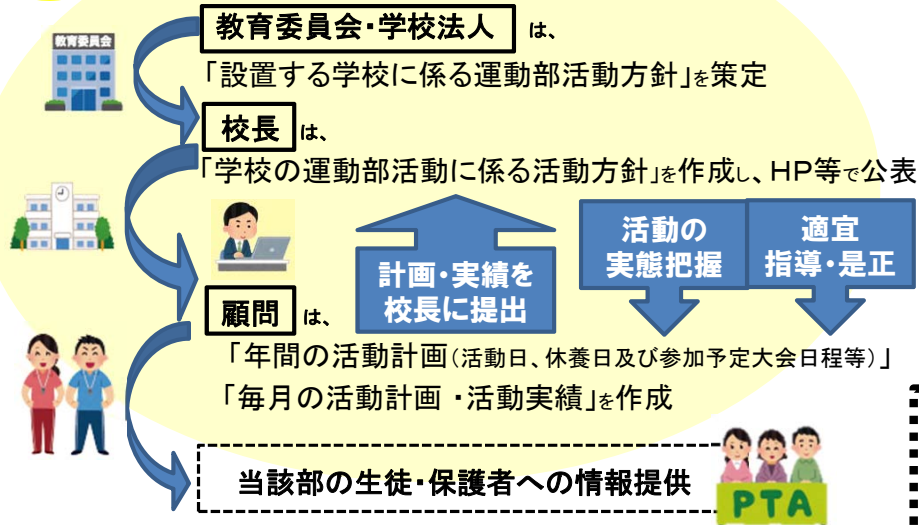
<参考資料>

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁：平成30年3月)
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン FAQ」(スポーツ庁：平成30年6月)
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(文部科学省：平成30年2月9日)
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策」(平成29年12月26日)
- 「運動部活動での指導ガイドライン」(文部科学省：平成25年5月)
- 運動部活動指導の手引「運動部活動の指導の在り方」(大分県教育委員会：平成22年2月)

**POINT 1**

# 適切な運営のための体制整備

方針を教育行政・学校法人・学校・顧問・保護者が共有



**POINT 3**

# 適切な休養日・活動時間の設定

スポーツ医・科学の観点を踏まえた基準の設定

「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」(「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」)

## 中学校

### ◆休養日 週2日以上

(平日1日以上／週末1日以上)

### ◆活動時間(長くとも)

- ・ 平日:2時間程度
- ・ 休業日:3時間程度



※できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う

# 改革

## 中高共通

- ・長期休業中は、連続した休養日やある程度長期の休養期間の設定
- ・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替
- ・大会参加等で活動時間が大きく上回った場合は、週や月単位で活動時間を調整し、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮

高等学校段階では、下記の点を考慮

- ①生徒の発達段階の違い(中学生との体力差)
- ②中学校の基礎の上に多様な教育が行われている

## 高等学校

### ◆休養日※原則

週2日以上(1日は週休日が望ましい)

### ◆活動時間※原則

- ・ 平日:3時間程度
- ・ 休業日:4時間程度

※できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う

■学校の実態や特色及び競技種目の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において休養日・活動時間の弾力的な設定可  
※ただし、週1日及び月1日以上を完全休養日とする

**POINT 2**

# 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 適切な指導の実施

【スポーツ医・科学の見地からの知識の共有(顧問・保護者・生徒)】

- トレーニング効果を得るためには適切な休養が必要
- 過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・技術の向上につながらない

科学的トレーニングの積極的導入

適切な休養 + 短時間で効果が得られる指導の工夫

【バーンアウトの防止と生徒の主体性尊重】

- 生徒とのコミュニケーションを図り、バーンアウトを防ぐ
- 生徒の主体性を尊重し、目標・指導方針を設定

【生徒の心身の健康管理や熱中症を含む事故防止等の徹底】

- 生徒の心身の健康管理 (スポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等)
- 事故防止と体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- 夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等の安全確保の徹底